

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公開番号】特開2013-104136(P2013-104136A)

【公開日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-027

【出願番号】特願2011-247212(P2011-247212)

【国際特許分類】

D 2 1 H	27/30	(2006.01)
D 2 1 H	27/00	(2006.01)
D 2 1 H	13/40	(2006.01)
B 3 2 B	27/12	(2006.01)
B 3 2 B	5/24	(2006.01)
E 0 4 B	1/14	(2006.01)

【F I】

D 2 1 H	27/30	C
D 2 1 H	27/00	E
D 2 1 H	27/30	B
D 2 1 H	13/40	
B 3 2 B	27/12	
B 3 2 B	5/24	1 0 1
E 0 4 B	1/14	

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月16日(2014.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明の建築部材用複合シートは、ガラス纖維と木材パルプとバインダー纖維とを含有する不織布(A)と合成樹脂フィルム(B)とを貼り合わせた複合シートであり、該不織布(A)は2層以上の多層シートであり、該不織布(A)の合成樹脂フィルム(B)と貼り合わせる側の層は木材パルプを含有しないか、または質量比で木材パルプよりもガラス纖維を多く含有しており、不織布(A)の合成樹脂発泡体からなる芯材と接する層は、ガラス纖維を含有しないか、または質量比でガラス纖維よりも木材パルプを多く含有している建築部材用複合シートである。以下、特に断らない限り、本発明で言う「不織布」は、「ガラス纖維と木材パルプとバインダー纖維とを含有する不織布(A)」を指し、「合成樹脂フィルム」は、「合成樹脂フィルム(B)」を指すものとする。